

<参考> その他

以下の措置は、今回の報告書の国・地域としては対象外であるが、昨今、導入され、貿易歪曲効果を有する措置であることから、取り上げるものとしたものである。

アルゼンチンの非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大

<措置の概要>

2008年11月4日付官報で金属製品（エレベータなど）について輸入事業者・輸出事業者・輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務づける非自動輸入ライセンス制度の導入を告知。その後、同制度の対象品目を拡大し続け、2010年12月10日には、産業省が自動車を対象品目に加えるとともに、輸入実績の8割までしか輸入許可証の発給を認めないとする新たな規制を2011年1月より開始する旨を公表した。さらに、2011年2月16日付の官報で新たに179品目を非自動輸入ライセンス制度の対象に追加することを決定し、対象品目は約600品目にも達している。従前より同制度の実施によって、我が国からのアルゼンチンむけの貨物の貿易が滞り、貿易に影響が出ているが、対象品目の拡大により、更なる貿易への影響が懸念される。

<国際ルール上の問題点>

輸入許可手続に関する協定では、非自動輸入ライセンス制度を導入する場合、輸入に対する貿易制限的なものであってはならず（第3条1項）、またその許可に関しては原則として輸入申請後30

日（申請を同時に処理する場合には60日）以内に処理しなければならない（第3条5項（f））とされている。しかし、我が国からアルゼンチン向けの多くの品目について、申請後60日経過後も輸入ライセンスが発給されておらず、このようなアルゼンチンの輸入ライセンス制度の運用は輸入許可手続に関する協定第3条に違反する。また、非自動輸入ライセンス措置を導入することは、導入目的によっては、GATT第11条の「数量制限の一般的廃止」に抵触する可能性がある。アルゼンチンは、販売前における監視及び管理制度導入を目的とするとしているが、GATT第20条の一般的例外として、恣意的若しくは正当とは認められない差別的待遇及び国際貿易の偽装された制限でないか否かについての検討が必要。

<最近の動き>

2009年3月に駐日アルゼンチン大使に対して、WTOルールに整合的な運用とするよう要請。また現地でも、駐アルゼンチン日本大使館よりアルゼンチン生産省に対し、本件への善処を求めた。しかし、措置の改善が見られなかったことから、2010年に開催されたWTO輸入ライセンシング委員会や物品理事会においても、米国、EU等と連携し、累次にわたりアルゼンチンに対して措置の改善要望と懸念表明を行っている。さらに、2011年3月には、現地大使館や二国間協議を通じて申し入れを行っているところ。引き続き我が国としては、アルゼンチン側の本措置への対応を注視していく。

ウクライナの穀物輸出規制（輸出割当）

<措置の概要>

ウクライナ政府は、2010年10月4日、干ばつに伴う国内の穀物生産量の減少等に伴い、小麦、大麦等に対する穀物輸出割当を2010年12月31日まで導入することを決定（閣僚会議決議938号）した。それぞれの品目別の輸出割当数量については10月19日から効力を発生するとされ、小麦及びメスリン50万トン、とうもろこし200万トン、大麦20万トン、ライ麦1千トン、そば1千トンの上限が設定された。更に、12月6日付閣僚会議にて、本件に関して2011年3月末までの延長に加え、割当量の上乗せ（小麦50万トン、トウモロコシ100万トン）を決定（閣僚会議決議1182号）した。

FAOの統計によると、ウクライナの輸出量シェア（2008年）は、小麦が5.7%（世界7位）、大麦が21.1%（同1位）、とうもろこしが2.8%（同7位）となっている。

<国際ルール上の問題点>

ウクライナ政府は、GATT11条2（a）における「危機的な食料の不足」を理由とした措置と説明しており、WTO協定上、明確に問題があるとは言いきれないが、今回の措置に関する我が国からの質問に対して、ウクライナ政府は、小麦では65%（約380万トン）、トウモロコシでは89%（約377万トン）の今季の輸出余力を残している時点で、当該措置の実施を決定したとしており、GATT第11条2（a）の「危機的な食料の不足」が適用されるかについて疑問がある。また、現状では、輸出規制措置に関する加盟国への情報開示の仕組みが十分整備されているとはいえず、各国の措置がGATT11条2項や20条に整合的か否かについて判断できないという問題がある。ウクライナは小麦、大麦の主要な輸出国であり、世界の穀物需給や価格に影響を及ぼす保護主義的な措置に当たる可能性がある。

<最近の動き>

2010年11月のWTO農業委員会において、我が国やイスラエル等輸入国を始め、米国、EU等より保護主義的な措置の導入に対する懸念が表明された。

トルコの商標権侵害問題

<措置の概要>

2008年7月、トルコ最高裁判所により、商標権の保護に関する法令第556号（Decree Law 556）の商標権侵害に対する刑罰規定について「政令において刑罰を定めることは違憲であり、6ヶ月後の2009年1月5日をもって、同政令における刑罰規定は効力を失う」という判決が言い渡された。更には、行政機関が定める政令により罪及び刑罰を定めることができない旨を定めた改正刑法が2009年1月1日に施行されたことにより、上述の政令の刑罰規定は同日より無効となった。しかし、改正商標法が2009年1月28日まで制定されなかったため、商標権侵害に対する刑罰規定が存在しない空白期間が生じた。

トルコ憲法において、刑罰を定める条文が改正された場合、犯行の時点で有効な法律、又は犯行後に施行された法律のうち、もっとも被告人に有利な法律を適用する旨が規定されていることから、改正商標法施行（2009年1月28日）以前に行われた商標権侵害行為に係る刑事裁判であり、犯行時から判決までに上記空白期間を含む刑事裁判については、被告人に無罪判決が言い渡されている。また、捜査段階で押収した権利侵害品については、原則として被告人に返還する旨の判決が下されている。

なお、権利侵害品が①公共の安全を害する物である場合、②他の刑事事件の対象物となっている場合などは、例外的に当該侵害品を没収する旨の判決が下されている。

<国際ルール上の問題点>

2009年1月1日に上述の政令の刑罰規定が失効

し、同月28日の改正商標法施行まで商標権侵害に対する刑罰規定が存在しなかったことは、知的所有権侵害行為に対する権利行使手続を国内法で確保することを求めるTRIPS協定41条、及び商標の不正使用について適用される刑事上の手続及び刑罰の制定を義務づける同協定61条に違反する。

＜最近の動き＞

2010年2月4日、政府模倣品・海賊版対策窓口に対し、知的財産権の海外侵害状況調査制度に基づく企業からの申立てが行われたことを受け、同年6月4日、経済産業省が、事実関係等の調査の実施を決定した。11月4日には日本、米国、欧州が共同で本件の早期対応をトルコ政府へ要請した。